

外部評価の実施の免除に係る申請について（Q&A）

【問1】

3年前に事業所を開設したばかりですが、毎年、外部評価は実施しています。申請はできますか。

【答1】

5年間継続して外部評価を実施していることが必要です。従って、申請ができるのは、事業を開始してから5年を経過してからとなります。

【問2】

5年前に事業所を開設しましたが、2年前に経営する会社が変わり、新たに指定を受けました。前の会社のときに実施した外部評価も入れてよいですか。

【答2】

事業の経営母体が変わっても、その前後で、利用者も従業員もほぼ変わらず、同等の介護サービスが提供されている場合は、前の会社のときに実施した外部評価も入れて構いません。従って、前の会社と現在の会社をあわせて、5年間継続して外部評価を受けているかどうかを判断してください。

【問3】

今年度はまだ外部評価は実施していませんが、それ以前は継続して5年間、外部評価を実施しています。今年度、実施しなくても申請はできますか。

【答3】

外部評価は、直近の5年間について継続して実施する必要があります。従って、今年度の実施免除が認められていない事業所の場合、今年度分も外部評価を実施しなければ、5年間継続しているとは認められません。ただし、申請書の提出時点で、評価が完了していても申請することは可能です。

【問4】

1年おきに、外部評価の実施免除を受けていますが、様式1「外部評価の実施に係る申請書」の要件1「外部評価を過去5年間連続して受けている。」の①～⑤の年月日はどのように記載すればよいですか。

【答4】

直近の5年間のうち、外部評価を実施したものの評価結果確定日を記載するとともに、外部評価を免除された年度は、年月日は記入せず「免除年」にチェックをしてください。

【問5】

目標達成計画はどのように記載すればよいですか。

【答5】

目標達成計画を提出する年度に実施した外部評価の結果をもとにして、今後の取組みの改善を要する項目ごとに、現状の問題点・課題を抽出し、それに対する目標を設定するとともに、目標達成に向けた具体的な取組の内容を記載してください。

なお、目標達成に要する期間の設定は、項目ごとに異なる期間を設定して構いませんが、長くても1年以内で達成できるように位置付けを行ってください。

【問6】

運営推進会議には、地域包括支援センターの職員の参加はありますが、保険者の職員の参加はありません。この場合でもよろしいですか。

【答6】

福岡市内の事業所の場合は、保険者の職員の参加がなくても、地域包括支援センターの職員の参加があれば、問題ありません。

【問7】

運営推進会議には、毎回、地域包括支援センターの職員の参加を呼びかけていますが、地域包括支援センターの職員の都合による欠席が1回ありました。1回でも欠席があると、要件を満たさなくなるのですか。

【答7】

専ら地域包括支援センターの職員の都合で、当該職員が参加できなかった場合は、それだけで要件を満たさなくなるわけではありません。但し、その際は参加を呼びかけたことが分かる書類を添付するようにしてください。

【問8】

議事録に地域包括支援センター（保険者）の出欠欄がありません。この場合は対象とされないのでしょうか。

【答8】

書面開催の場合は、地域包括支援センター（保険者）に意見照会を行っていれば対象となります。対面開催・オンライン開催の場合は問7同様に、意見照会を行ったことがわかる資料を添付してください。

【問9】

運営推進会議で配布した資料等は保存していますが、議事録を作成していません。この場合、どうなりますか。

【答9】

運営基準により、運営推進会議における報告、評価、助言等の記録は保存することが義務付けられているため、議事録がない場合は認められません。

【問10】

過去1年分の運営推進会議の議事録ということですが、どの期間を指しますか。

【答10】

申請書の提出時からさかのぼって1年に相当する期間となります。

ただし、当該期間の会議開催が6回未満であっても、概ね2月に1回のペースで開催していれば認められます。その場合は、直近6回分の議事録を提出してください。

【問11】

現在は、概ね2月に1回、年間に6回のペースで開催していますが、2年前は、3月に1回のペースで開催していました。申請できますか。

【答11】

過去1年間に6回以上開催されていることが要件ですので、過去1年間について要件を満たしていれば、問題はありません。

ただし、外部評価項目の7「運営に関する利用者、家族等意見の反映」が不適切だと、認められない場合があります。

【問12】

事業所は、福岡市にありますが、福岡市以外にも春日市、前原市、佐賀県唐津市の被保険者からそれぞれ指定を受けています。どこへ提出すればよいですか。

【答12】

「外部評価の実施に係る申請書」は、当該事業所の存する保険者に提出すればよいので、福岡市内の事業所の場合は福岡市のみの提出で問題ありません。

【問13】

年度末に外部評価を実施しましたが、手続の関係で評価の確定が、次の年度になってしまいました。この場合、どうなりますか。

【答13】

5年間継続して外部評価を実施しているかどうかは、毎年度に1回実施しているかどうかで判断します。そこで、年度内に外部評価を実施しているにもかかわらず、評価の確定が年度をまたいだような場合、またいだ年度内にも次の外部評価を実施していれば、連続したものとして判断します。

なお、年度末は、評価機関の事務処理の都合上、他の時期に比べて、評価が確定するまでに時間を要する場合があります。十分な余裕をもって外部評価を実施してください。

連続の可否の判断については、以下の例を参考としてください。

(例1)

	評価実施日	評価確定日		年度
①	平成29年9月20日	平成29年12月2日	…	平成29年度
②	平成30年10月1日	平成30年12月15日	…	平成30年度
③	令和2年2月18日	令和2年4月10日	…	令和元年度
④	令和2年11月20日	令和3年1月15日	…	令和2年度
⑤	令和3年8月20日	令和3年10月1日	…	令和3年度

この場合、③は評価確定日が令和2年度の日付だが、令和元年度内に評価を実施しているため、令和元年度分の評価となる。次の評価を令和2年度中に実施しているため、④は令和2年度分の評価となり、③と④は連続性が認められる。

そのため、平成29年度から令和3年度まで5年間継続して外部評価が実施されていると判断できる。

(例2)

	評価実施日	評価確定日		年度
①	平成29年9月20日	平成29年12月2日	…	平成29年度
②	平成30年10月1日	平成30年12月15日	…	平成30年度
③	平成31年3月20日	令和元年5月21日	…	令和元年度
④	令和3年5月15日	令和3年6月18日	…	令和3年度
⑤	令和4年2月10日		…	令和3年度

この場合、④は実施日が令和3年度中のため令和3年度の評価となり、令和2年度の外部評価が行われていないことになる。そのため、③と④は連続しているとは判断できず、免除の要件の1つである「5年間継続」を満たすためには、令和3年度から5年間継続して外部評価を実施する必要がある。

【問14】

運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができますか。

【答14】

できません。「過去に外部評価を5年間継続して実施している」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項第1号に規定する「外部の者による評価」を行った場合に限られます。

【問15】

感染症予防のために書面開催で運営推進会議を行った場合、運営推進会議を開催したとみなしてよいですか。

【答15】

「新型コロナウイルス感染症に係る事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降の運営推進会議の書面開催は原則認められなくなりました（別紙5）。しかし経過措置期間として、令和5年7月までの書面開催は、運営推進会議を開催したとみなすこととします。

【問16】

昨年度外部評価の免除対象となったため、今年度は外部評価を受ける予定です。この場合、何か手続きは必要ですか。

【答16】

昨年度外部評価が免除となり、今年度外部評価を受ける予定であれば、特に市へ提出するものではありません。ただし、自己評価は毎年度実施する必要があるため、必ず実施し、その記録を残してください。

【問17】

今年度の外部評価を免除されています。自己評価はどのようにすればよいのでしょうか。

【答17】

特に指定はありません。運営推進会議で行う外部評価のツールや昨年度の外部評価の様式の活用、職員アンケートを実施する等実施しやすい方法を検討してください。なお、経年比較のため、可能な限り前年の外部評価の項目にそった内容で自己評価を行うのが望ましいと考えます。